

# 食品安全委員会第44回会合議事録

1. 日時 平成16年5月13日(木) 14:00 ~ 15:12

2. 場所 委員会大会議室

## 3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・農薬「ジノテフラン」

(厚生労働省からの説明)

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

・動物用医薬品2品目「鶏伝染性気管支炎生ワクチン(“京都微研”ポールセーバーIB)、豚ボルデテラ感染症精製(アフィニティークロマトグラフィー部分精製)・豚パストツレラ症混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(スワイバックARコンポ2)」に関する意見・情報の募集について

(3) 食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題について

(4) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について(4月分)

(5) その他

## 4. 出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、中村委員、本間委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 中垣基準審査課長

(事務局)

梅津事務局長、一色事務局次長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勸告広報課長、杉浦情報・緊急時対応課長、西郷リスクコミュニケーション官、宮崎評価調整官

## 5. 配付資料

資料1-1 委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況について

資料1-2 「ジノテフラン」の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項

の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

資料 2 動物用医薬品専門調査会における審議状況について

資料 3 - 1 食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題（案）

資料 3 - 2 とりまとめ（案）参考一覧

資料 3 - 3 とりまとめ（案）附属資料

資料 4 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について（4月分）

## 6．議事内容

寺田委員長 ただいまから、食品安全委員会第 44 回の会合を開催いたします。本日は、6名の委員が出席です。

また、厚生労働省から、中垣基準審査課長に出席していただいておりますので、御紹介いたします。

それでは、本日の会議全体のスケジュールにつきまして、お手元に「食品安全委員会（第 44 回会合）議事次第」というのがありますので、御覧ください。

資料の確認をいたします。

資料 1 - 1 が、「委員会の意見の聴取に関する案件の処理状況について」。

資料 1 - 2 が、「『ジノテフラン』の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について」。

資料 2 が、「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」。

資料 3 - 1 が、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題（案）について」。

資料 3 - 2 が、「とりまとめ（案）参考一覧」。

資料 3 - 3 が、「とりまとめ（案）の附属資料」ということです。

資料 4 が、「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問について（4月分）」であります。

それから、資料番号は付いておりませんが、追加資料といたしまして、「『日米 B S E 協議に係る第 1 回専門家及び実務担当者会合（WG）』の開催について」というものがございます。

皆さん資料ありますね。

それでは、議題の 1 に入らせていただきます。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」、資料の 1 - 1 にありますとおり、4月 28 日付けで、厚生労働大臣から食品健康影響評価の意見要請がございました農薬「ジノテフラン」について、厚生労働省から説明がございました。厚生労働省の中

垣基準審査課長、どうぞよろしくお願ひいたします。

中垣基準審査課長 厚生労働省の中垣でございます。よろしくお願ひいたします。

資料の1 - 2に基づいて御説明申し上げます。

今回お頼み申しておりますのは、「ジノテフラン」という農薬の残留基準設定に係る食品健康影響評価でございます。4月28日付けで、食品安全委員会に評価をお願いしたところでございます。

1の「経緯」でございますけれども、4月26日付けで農林水産省から農薬取締法に基づく登録申請があった旨の連絡がございましたので、残留農薬基準をつくるための資料を提供してもらうよう、農林水産大臣をお願いしたところ、翌日、4月27日付けで資料をいただくことができましたので、28日付けで厚生労働大臣から委員会の委員長に食品健康影響評価をお願いしたところでございます。

2番目、「品目の概要」でございますが、この「ジノテフラン」は、殺虫剤でございます。2002年に稲、きゅうり、りんご等について登録がなされております。

そういう意味で申し上げますと、登録を拡大しようというものでございまして、これまで、この委員会に、我々農薬について食品健康影響評価をお願いしてきておりますが、それらは新しく登録をしようというものでございましたけれども、これは登録されておるけれども、その適用農作物を拡大しようとするという意味で、新しいパターンのお願ひでございます。

どういう農作物に拡大しようとしているかということでございますが、大豆、だいこん、レタス等への適用拡大を申請しているところでございます。

この「ジノテフラン」について、JMPRにおける評価はなされておりませんし、国際基準も設定されておりませんが、韓国で農薬登録がなされておりますし、アメリカにおいて登録が申請されておる。この農薬自体は、我が国の三井化学によって開発されたものだというふう聞いております。

「今後の方向」でございますけれども、この食品安全委員会の評価結果を踏まえまして、薬事・食品衛生審議会において基準設定について検討していきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、あるいはこの資料1 - 2の記載事項につきまして、何か御質問ございますか。

小泉委員 このものの自体の件ではないんですけれども、今回は適用拡大ということなので、問題ないかと思うんです。少し教えていただきたいんですが、食品安全委員会では、農薬がかなりの項目で積み残しも多い件なんですけれども、次々と出てくるいろいろな農

薬について申請されるというのは、非常に安全性が高くなっているとか、あるいは効果が非常によくなるとか、あるいは分解性が早くなっているとか、そういった、何とか特性があるからということで申請がどんどんなされてくるのでしょうか。

もし、そうであれば、当然使われなくなっていく農薬もあるかと思うんですが、そういった農薬は、今後もそのまま保存されていくのか、あるいはそのまま今後使わないという方向に向かうのか、ちょっと教えていただければと思います。

中垣基準審査課長 正直申し上げまして、私どもも安全を担保するために基準をつくるという立場でございますから、そういう意味で申し上げますと、先生のお答えに十分お答えできるのかどうかあれでございますが、承知している限りで申し上げますと、大きく申し上げますと、先生がおっしゃっている特性、例えば、分解が早くなる、安全性が高い、というような特性がある場合と、経済性、安くなるとかというような経済性がある場合の2つに分かれるのだらうというふうに考えております。

また、後者の御指摘、それでは、次々と取り変わっていくのかというのは、当然のことながら、同じような効果を期待する上で、複数の農薬が必要となるわけではございませんので、一部のものについては、少しずつ取り変わっていくというようなことが起きていくのだらうと、ただ、それが、どれぐらいのスパンで起きていくのかということ承知しておりませんが、医薬品の分野における経験から申し上げても、少しずつ進んでいくのだらうと考えております。

寺田委員長 ほかにございますか。

坂本委員 1つ教えてください。品目の概要の1、2行のところですが、「きゅうり、りんご等については登録がなされているが、残留農薬基準はまだ設定されていない」というように表現されていますが、残留農薬基準は設定されていないけれども、登録した時点では、この農薬は安全な量はこれだということは、決めてお使いになっていらっしゃるわけですね。

中垣基準審査課長 従来のシステムを申し上げますと、農林水産省に登録の申請がございますと、環境省が、その登録を審査するための基準を設けるということになっておりました。その環境省が、登録を審査するための基準を設けるために、現在、ここで行っていただいておりますようなリスク評価を厚生労働省にお願いをする。すなわち、厚生労働省が有識者を集めて、いわゆるADIを決めて、それを環境省に送り、環境省は登録を審査するための基準をつくるというような形で進んでいったわけでございます。

そういう観点から申し上げますと、2002年の登録の時点に、厚生労働省が有識者を集めて行ったリスク評価の結果、ADIが定められております。そのADIを維持するべきか

見直すべきかも含めて、今回、この委員会にお願いすることになるんだろうと思います。

また、昨年7月に、登録をするとともに残留農薬基準、すなわち食品として出回るものに農薬が一定以上残留しておれば、それを取り締まるような残留農薬基準を決めるべきではないかというような議論がございまして、私どもといたしましては、農林水産省、環境省とも連携をし、昨年7月から登録と同時、あるいは同時期に、残留農薬基準を設定するという手続に変えたところとございまして、そのために、現在、行っておりますのは、農林水産省登録申請から、そこから厚生労働省に連絡が来る、厚生労働省が基準をつくるというのを決めて、食品安全委員会にリスク評価をお願いするというような手続に変えたところとございます。

寺田委員長 よろしいですか。

坂本委員 そうすると、次から次へと出てくる可能性があるわけですね。

中垣基準審査課長 具体的に、例えば、昨年1年間にどれくらいあったのかというのを、具体的な数字をつかんでおりませんが、おぼろげながら申し上げますと、年間10から20、30ぐらいのオーダーで登録の申請があるというふうに受け取っておりますので、そういう申請があるたびにこちらをお願いをするという形になるだろうと思います。それは、例えば、アメリカとかヨーロッパとかの数字から見ても、大体そんなものだろうというふうに考えております。

坂本委員 わかりました。

寺田委員長 ほかにございますか。

それでは、この件につきましては、農薬専門調査会で審議することにいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

動物用医薬品専門調査会における審議状況につきまして、事務局から説明をお願いします。

村上評価課長 それでは、資料の2に基づきまして御説明をさせていただきます。

本日、お諮りしようとしておりますものは、ワクチン2品目でございまして、これらにつきまして、動物用医薬品専門調査会において御議論をしていただいた結果、平成16年の4月27日に開催されました動物用医薬品専門調査会におきまして、審議結果の案が取りまとめられましたので、この案に基づいて幅広く国民に意見・情報を募ってもよろしいかどうかということをお諮りしたいというものでございます。

品目の御説明をさせていただきますが、品目2つございますが、1つ目は、鶏伝染性気管支炎生ワクチン、商品名としては、「“京都微研”ポールセーバーIB」というもので

ございますけれども、このものについては、一枚めくっていただきますと、ポールサーバーIBの食品健康影響評価について(案)というものが、資料の2の中に添付されております。

ここに書いてございますように、この感染症であります鶏伝染性気管支炎というものにつきましては、これはウイルスを原因とする感染症でございます、鶏を自然宿主とする急性の呼吸器病で、空気伝播あるいは汚染された養鶏器具、人に付着などして伝播をするというものでございます。伝播力は非常に強く、我が国でも鶏群間に蔓延して常在化しているということでありまして、この気管支炎に感染いたしますと、鶏の呼吸器症状のほか、産卵異常等々の症状を起こす。ただ、感染しても不顕性感染というか、症状が出ないで終わるということも多いというものでありますけれども、幼雛期、幼齢のものでは症状が激しいということで、経済的被害が大きいというものでございます。本品につきましては、1ページの2のところに書いてございますように、この気管支炎のウイルスを、IBVと書いてありますものが、鶏伝染性気管支炎のウイルスでございますけれども、それを継代培養して、プラーククロニング等をして純化・弱毒化をしたものを原料といたしまして、生ワクチンとして製剤化をして、これを使おうというものであります。

同様のIBVの生ワクチンというのは、数種が我が国で既に市販されて承認されているものでございます。

本品につきましては、ワクチン中の添加剤についても、安全性についてチェックをし、かつ、1ページの一番下に書いてございますように、このワクチンは弱毒株ではございますけれども、一応ウイルスは生きておりますので、これにヒトが感染するかどうかということも検討いたしましたけれども、国際的なOIEにおけるステータスもヒトに感染したという事例はこれまで報告されていないということでありまして、人獣共通感染症とはみなされていないということでございます。

次のページ以降に、本品の生物学的性状等が書いてございますが、これらについて検討をいたしまして、特に2ページの一番下の病原性復帰の有無、だから、弱毒株が強毒株になることはないかということも検討いたしましたけれども、そういう可能性は低いという結論となっております。

それから、培養して継代をしたウイルスがその性質を変えることがないかということも検討いたしましたけれども、10代までの連続継代において性状は安定しているということでございました。

これらのことを考慮いたしまして、4ページの「食品健康影響評価について」というところがございますが、

「上記のように、当ワクチンの主剤は日本国内で分離された鶏伝染性気管支炎ウイルスの単離・継代により得られた弱毒IBウイルスである。主剤は鶏への感染性を有する生ウイルスであるが、鶏伝染性気管支炎ウイルスは種特異性を有し、人獣共通感染症とはみなされていない。これまでにヒトに感染した事例も報告されておらず、ヒトへの病原性はないと判断される。

また、製剤には乾燥ワクチンの保存剤として、ベンジルペニシリン、ストレプトマイシン、カナマイシンを含有しているが、いずれも極めて微量であり、含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられる。

これらのことから、当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる」。

このような健康影響評価の案が取りまとめられているところでございます。

引き続きもう1品目について御説明をさせていただきます。もう1品目は、それを更に何ページかめくっていただきますと、「豚ボルデテラ感染症精製・豚パストツレラ症混合不活化ワクチン」、商品名として、「スワイバックARコンポ2」というものでございますが、その食品健康影響評価についての報告が取りまとめられております。

6ページにそれぞれの感染症について簡単に御説明をしておりますが、豚ボルデテラ感染症というのは、豚萎縮性鼻炎、鼻甲介の萎縮性病変を起こすという慢性の感染症でございます。そして、進行すると、上顎の短縮、鼻曲り等の顔面の変形が起こるということで、感染豚の致死率は低いものの、発育遅延や飼料効率低下が起こって、経済的損失が大きいというものであります。

もう一つの豚のパストツレラ症というものも、これは肺炎と、先ほどのボルデテラとの混合感染、あるいはパストツレラ症でも単独で起きることもありますけれども、先ほどの豚萎縮性鼻炎というものを起こすというようなものでございます。これも、パストツレラ症についても、先ほどのボルデテラと複合感染した場合は、更に重篤な症状を起こすというもので、同様に経済的損失を起こすというものでございます。

これらの2つの混合ワクチンにつきましては、1ページの3のところに書いてございますように、培養上清をアフィニティークロマトグラフィーによって部分精製をして、結合型赤血球凝集素を取り出して、それを主剤として乾燥ワクチンをつくる、あるいは菌体破碎上清をホルムアルデヒドで不活化されたものを主剤とするという、それにアジュバントを加えるというような形で、2つの抗原と申しますか、主剤を配合して、液状の不活化ワクチンをつくるというものであります。これを豚の耳根部あるいは臀部筋肉内に注射して使うというものであります。

同様の効能を持つものについては、国内で既に、あるいは外国において承認されて使われているというものでございます。

本品につきましては、アジュバントとして、効力を高めるために配合されている流動パラフィンとか、あるいは不活化剤のホルムアルデヒド、やはり効果を高めるために配合されているオレイン酸エチル等につきまして、添加剤について安全性のチェックを行いまして、これらについて安全性について問題ないだろうということになっています。

7ページの4のところでございますけれども、ヒトに対する安全性についてということでございますが、パスツレラの方は、ペット等の咬傷やひっかき傷から感染をすることが知られておりますけれども、それから、ボルデテラの方は免疫力の低下したヒトに対して日和見感染をするというようなことが知られておりますけれども、本ワクチンに使用される主剤といいますか、菌体から採った成分というものは、いずれも不活化されておりました、これらが感染力を有しているということにはございませんので、そういう意味で安全性は高い、安全性については問題ないだろうという判断になっているものでございます。

8ページの接種反応消失時期確認試験というのがやられておまして、これは接種部位に本ワクチンを打ったときに、肉眼的所見あるいは病理組織学的検査によって、その反応がどれぐらいの早さで消えていくかということを見ているわけでありましてけれども、その第2段落、「病理組織学的検査では」で始まる段落の3行目辺りにありますが、「接種後10週にはすべて消失～ごく軽度」ということになっておまして、ある程度の期間を置けば、接種をした箇所の残留する接種反応もなくなっていくということが確認をされているわけでございます。

最後の9ページに、「食品健康影響評価」というものが書いてございますけれども、

「上記のように、当ワクチンの主剤はB b（ボルデテラ）の培養上清をアフィニティークロマトグラフィーにより部分精製したB b産生シアル産結合型赤血球凝集素及び、P m、パスツレラの菌体破碎上清をホルムアルデヒドで不活化させたものである。このように主剤は生菌体を含まず、かつ毒素も不活化処理されていることから、主剤のヒトへの病原性は無視できると考えられる。

また、製剤に使用されているアジュバント等の添加剤については、いずれも国内もしくは国外において医薬品や食品添加物としての使用実績があり、既存の毒性評価とワクチンの接種量を考慮すると、含有成分の接種による健康影響は無視できると考えられる。

接種部位の局所反応については、4週以降では肉眼的にはワクチン接種の影響はほとんど消失した。10週以降では病気組織学的検査でも修復性変化を主体とする局所反応が軽度～消失となった」。



このことから、当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいて、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。

ただし、次の点については留意すべきであろう。

「局所反応の所見から」と畜場出荷前 10 週間は注射しないこととするべきであること」というただし書きが付いてございます。本日、このような専門調査会における審議結果(案)につきまして、意見を広く求めることを御了承いただければ、本日から 4 週間意見を求めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、記載事項に関しまして、質問をどうぞ。

見上委員 質問ではないんですけども、最初の鶏のワクチン、それから豚のワクチン、これは長い間日本でも使われていますし、過去においてヒトに対して病原性が発揮されたという報告は全くないもので、なおかつ鶏並びに豚はこのワクチンを必ず打たなければならないという病気でございますので、特に、そういう豚、鶏が食べ物の中に入れてきても全然問題ないと思います。以上です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ほかにどなたか。

小泉委員 最初の、私も見上先生が言われたように全く問題ないと思うんですが、ちょっと一般消費者の代りにお話しすると言ったらおかしいですが、ちょっと御質問したいのは、この健康評価について 1 ページだけがヒトへの健康評価であって、2 ページ以降はほとんどワクチンの効果と鶏への影響ということについて検討した内容になっているように思います。

1 ページには、ベンジルペニシリン、ストマイ、カナマイといったものが使われてもほとんど数百分の 1 であると、ヒトに換算すれば、そういうことで問題ないと思います。しかし、この鶏インフルエンザでも、一般の消費者というのは、ウイルスが付着しているというだけで心配する人が大勢おられますので、例えば、2 ページの②の最後の方に、4 日齢の鶏に生ワクを接種後、糞便中に 4 割の鶏からウイルスが回収された、という記述があります。この記述も、接種後何日目かというのが全く書いていないので、どの程度食品に付着する可能性があるのかというのが全くわかりません。

例えば、少量可食部にウイルスが付着したとしても、種の壁が非常に高いとか、あるいは商品のある段階で、いろいろ加工処理されるということで全く問題ないと思いますが、やはり知りたいのは、このウイルスが食品に付着する、どの程度可能性があるか、付着し

ても種の感受性とか、あるいは消毒剤、あるいは熱に対する低抗性などがどうなのかということを検討していただければと思います。

先ほど言いましたように、鶏インフルエンザのこともありますので、このウイルスがワクチンを接種しても死滅しないで糞便に出てくるということで、一般消費者に安全であるということを理解してもらうことがやはり重要ではないかと思います。

それから2つ目の豚ボルデテラの混合ワクチンの方ですが、8ページのところで、病理学検査で、どこの部位にそういった筋の線維化あるいは肉芽腫変化が起きたのかちょっとわかりにくいので、接種部位を入れるということ、そして、その接種部位も耳根部と臀部に2つされているようなんですが、耳根部というのは余り食べないから問題ないと思いますが、臀部なのかどうか、その辺明確に記述した方がいいのではないのでしょうか。

以上です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

村上評価課長 事務局からまず御説明をさせていただきます。

まず、2ページの糞便中からウイルスが回収されたという点につきましては、何日後の所見かということは、書き込むようにさせていただきます。

それから、8ページの接種後10週までの間に、組織中に病理組織学的検査によって変化が見られたという件につきましても、その接種部位でございますけれども、その部位を明記するようにさせていただきたいと思います。

それから、一番最初のお話でございますけれども、基本的に、鶏伝染性気管支炎ウイルス自体は、常在をしているウイルスでございます、これはむしろ常在しているウイルスに感染をして悪化を防ぐために弱毒化したウイルスをあらかじめ鶏に投与して、感染症の発生を防ぐという考えでございます、もともとこの本ウイルス自体はOIEにおきまして検討された結果でも、ヒトに感染したという事例は報告されていないということで、人獣共通感染症とはみなされていないということになっておりますので、基本的にそういう意味で、このウイルス自体の危険性というものは問題がない、安全性について懸念はないというのが、専門調査会での御結論ではなかったかというふうに事務局では考えております。

見上委員 村上課長の説明の補足になると思うんですけれども、まず、この鶏のワクチン方なんですけれども、当然のことながら、生ワクチンを接種した後にある期間は、その鶏の中で増えなければならぬし、時に排泄もされるし、いろいろなところから出てきても、最終的に免疫が成立し、例えば、卵の中にとか、それからブロイラーなどの場合は肉

には、ウイルスのクリアランスが済んでいるものですから、これは全然問題がないということと、それから豚のワクチンの場合は、これも接種部位で、アジュバントを使っている関係上、軽度の肉芽腫みたいなのができるんですけども、と畜場の検査において、やはり食べ物ということで、そういうのがあったらその部分を取り除きます。実際、相当気をつけてワクチンをつくっているのだから、仮にあったとしても、それを取り除くということで安全だと思います。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

よろしいですね。それでは、これはパブリックヒアリングに出してくださるよう、お願いいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題について」を、担当の委員から説明をお願いいたします。

小泉委員 専門調査会の関澤座長が今日は来られないということですので、その現状と課題がどういうふうに出てきたかというのを御説明させていただきます。

リスクコミュニケーション専門調査会は昨年9月発足いたしましたので、その後ずっとリスクコミュニケーションの在り方につきまして審議してまいりました。今年に入って4月27日に開催されました第9回の会合において、こういった「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題（案）」ということで取りまとめられましたので、報告させていただきます。

内容につきましては、事務局の方からよろしく願いいたします。

西郷リスクコミュニケーション官 それでは、事務局から内容について御説明申し上げます。資料3-1、3-2、3-3を使って御説明させていただきます。

まず経緯でございます。資料3-2の2ページを見ていただきたいと思います。参考2というのがございますが、その下半分に、「リスクコミュニケーション専門調査会に当面調査審議を求める事項」とございます。これが、昨年9月11日、第10回のこの委員会でございますが、リスクコミュニケーションの専門調査会に、こういうことについて取りまとめなさい、というふうなことをこの委員会で決めていただいたわけでございます。

それで、いろいろな個別テーマやいろいろな事例とか意見交換会等の結果を踏まえて、現状と課題について取りまとめなさいということでございました。

これに基づきまして、先ほど小泉委員から御説明ございましたように、リスクコミュニケーション専門調査会は、9回ほどの会合を開き、特に後半の方は取りまとめだけに時間

を費しましてまとめていただいたものでございまして、昨日付けで座長から委員長あてへの御報告になったということでございます。

リスクコミュニケーション専門調査会のメンバーにつきましては、3 - 1の一番後ろに書いてございますが、専門調査会は、仕事としては、先ほどもございましたように、我が国の食のリスクコミュニケーション全体につきましてはの調整と、要するに、食品安全委員会が行うもの、関係行政機関が行うものについて調査審議するという事になってございますものですから、毎回、厚生労働省、農林水産省からも御出席いただいて審議を進めてきたところでございます。

それでは、中身3 - 1を見ていただきます。まず1ページ、目次でございまして。

まず目次でございまして、全体的には「要約」と「I. 食の安全とリスクコミュニケーション」、「II. リスクコミュニケーションの現状」、「III. リスクコミュニケーションの課題と方法」、「IV. 今後の取組みと活動の方向」というふうな形になっております。

まだミスプリが多いので、本当に御容赦いただきたいと思いますが、そういうことでございます。

それから、付属資料ということで、1. 2. 3. 4. というのは、これは資料3 - 3でございまして。この3のFAQというのは、資料の3を見ていただきますと、「食品安全委員会が作成したQ & A」というのがございまして。要するに、よくある御質問の例ということでございまして、そういったものを付属資料とさせていただいているということでございます。

次に、めくっていただきますと、「要約」というのが載っております。最初、この部分は非常に短かったのでございますけれども、審議を進める間に、リスクコミュニケーションとはというようなことを議論する前に、要するに、いわゆるリスク分析と申しますか、リスク評価、リスク管理、それからリスクコミュニケーションというこの図がございましてけれども、これが基本になっているわけでございますけれども、委員の間でも、リスク分析の考え方だとか、あるいはリスクコミュニケーションの考え方について、若干概念の違いだとかということもあったこともあるので、なるべく丁寧に、ここはやはりきちんと書いておいた方がいいだろうということで、今、要約とって、これしかお読みにならない方にもその辺のことがわかるようになり丁寧に、リスクコミュニケーションまたはリスク分析といったようなことが書き込まれているところでございます。

それから、5ページにまいりますと、要約の中に「今後の方向」ということでございまして、一応報告ということで、今後のリスクコミュニケーションの専門調査会というか、委員会としてはこんなことをやっていったらいいのではないかとということがいろいろ書い

であるわけでございます。特に、例えば、「具体的には」と書いてございますが、専門家の養成や訓練だとか、窓口の設置とか関係者間の連携だとか、メディアとの協力の促進とか、そういったことを実施していくとか、調査会としても、いろいろなリスクコミュニケーションへの助言だとか、あるいは直接参加をしていきたいというようなことも、専門委員の方々がおっしゃっているわけです。

そして、今日、座長から御報告ということで、委員会の方にまた、書いてございますけれども、一応リスクコミュニケーションを扱っているという事で、リスクコミュニケーション専門調査会の考え方としては、広く一般からいろいろな意見というかコメントをいただければいいなということを考えているということでございます。

次に、6ページの本文に入りましても、また、ここで「リスク分析とは」とくどいように出てまいります。そこもリスク分析の概念が、現状を考えてみるとまだ余り浸透していないので、ここは触れておいた方がよかろうということできている書いてございます。

特に、6ページの一番下に「参考1」とありますけれども、この「参考1」と申しますのは、調査会の中で関澤座長がリスクアナリシスについての講演をしていただいたのでございますが、その要約も参考になるだろうということで、リスク分析につきましてはかなり手厚く、解説をあれやこれやと付けているということでございます。

次に現状に入りまして8ページでございますが、食品安全基本法の制定以前については、よくコミュニケーション不足がいろいろ言われていたということもございますけれども、BSE問題の調査検討委員会の報告書の中で、コミュニケーションについてどのようなことが分析されていたかということ抜き出しまして、もう一回、当時の現状として踏まえるということで、そこに掲げてあります6項目のコミュニケーション不足と申しますか、改善を要すると考えられた点を指摘しているところでございます。

それで、9ページに至って、新しく食品安全基本法、その他の法律ができて、リスク分析の枠組みの中でリスクコミュニケーションが役割を果たす制度に変わってきたといったことが書かれているわけでございます。

この中で、長くなりますので、あとは議論が集中したようなところを中心に御説明申し上げます。例えば9ページでございます。「(2)各府省の実施状況」でございますが、ここでは、昨年7月1日の新制度以来、リスクコミュニケーションにつきましては、一定の改善は見られるということが書いてございます。ただ、最近の米国のBSEの発生だとか、国内での鳥インフルエンザの発生後に生じたいろいろな出来事は、まだリスクコミュニケーションがそれほどうまく行っているとは言えないところにあるのではないかなというふうなことになってございます。

それから、食品の世界だけで済まない遺伝子組換え技術のように、食品にする以前の技術そのものの有用性とか倫理性だとか、そういったことが問われているものについての考え方が、食品のサイドでもきちんとしておくことが必要かもしれないというようなことが指摘されているところがございます。

それから、地方公共団体の取組みといたしましては、参考にもいろいろ付けてございませうけれども、特に本文では、大消費地である東京都における取組みの例、それから、農業生産県である青森県あるいは熊本県の例を挙げてあります。都道府県段階では、組織横断的な食品安全の都市をつくったりとか、あるいはフォーラムの開催など、いろいろそういった取組みが進んでいるというふうなことが掲げられてございます。

次に食品関連事業者でございますが、食品関連事業者と申しますのは、食品をつくったり、輸入したり、売ったり、とにかくそれにかかることを仕事をしている方全部ということでございますが、食品の安全性確保につきましては、基本的には第一義的責任があると法律で指定されており、現在までいろいろな取組みが行われているといったことで、11ページの一番上のところに、ある飲料メーカーの例として、かなりの消費者からの問い合わせだとか、コミュニケーションに社内のリソースを割いているといったような例を掲げているところがございます。

それから、消費者の取組みにつきましても、消費者も積極的に研究会を開催されたりとか、あるいは行政機関、専門的なところとか、あるいは業者の方との意見交換をされるところとか、あるいは地域における取組みなどが報告されているといったようなことを記載しております。

次に「III. リスクコミュニケーションの課題と方法」というところがございますが、特に議論が集中いたしましたのは、「1. 課題」のところの第2パラグラフに書いてございますけれども、要は、最終的にはこういった表現でやってございますけれども、リスクコミュニケーションをしていくときに、コスト・アンド・ベネフィットみたいな考え方が基本的に管理手法とかでも出てくるわけでございますけれども、そういったことについてのどの程度意識すべきということが議論になりまして、一方では、いろいろなことには当然費用のことについて念頭に置かなければいけないという考え方がございましたし、いやいや安全のことなので、費用のことなどまずさて置いてまず安全性を徹底的に追求した議論をすべきだというふうな御議論もありまして、結果的にこのような形に治まったところがございます。この点については、今後とも議論が進んでいくものと思われま。

それから各論で、関係者の役割、取組みということで、12ページ以降、いろいろな関係者が取組むべきことが書いてございますが、国は、いろいろな場の提供でございますか、

資料の提供、情報の提供のほかに、意見の調整だとかといったことにつきまして、透明性を持ってやっていきなさいということ、地方公共団体につきましては、国と連携するとか、あるいは住民の間では当然でございますけれども、情報を地方公共団体の間でも共有するという国との連携の下でやっていくということ、今後の課題として掲げているところでございます。

「食品関連事業者」につきましては、いろいろ議論が集中したところでございます。最近、12 ページの一番下の段落に書いてございますような、食品関連事業者による安全性に関する不祥事がいろいろ相次いだといったことがございますけれども、法令を遵守することは当たり前だけれども、その後、いわゆるコミュニケーションがあまりうまく行かなかったお陰でもっとひどいことが起きたのではないかという指摘がございまして、次のページにいろいろ書いてございます。リスクの対応については、例えば、「逃げるな、隠すな、嘘つくな」というのが3つ目の段落にございますけれども、そういったことをモットーとしてやっていくべきではないかということでもあります。

それから、日ごろのコミュニケーションがうまくいってれば、緊急時、何か起こったときにも比較的コミュニケーションが容易になるのではないかというような指摘もあるわけでございます。

次に「消費者」でございます。消費者の取組みとしても、積極的に、例えば、情報を求めていくというようなこととか、あるいは自分たちの消費行動を通じて、食品の安全性の観点から、どういったことが求められているかというのを示していくというふうなことが重要だという指摘がされております。

それから「メディア」、報道関係でございます。これにつきましても、大分議論がたくさんございました。一部メディアでは、正しくないというか不適切な報道がなされたりということがあるのではないかと。あるいはリスクの性質や大きさと比べて過大な扱いがされている例があるのではないかと指摘もされているのでございますけれども、逆にまた、メディアが果たす役割は非常に大きいということもあり、今後、科学的なデータと洞察力に基づいた報道が期待されているということになってございます。

その中で、14 ページの上に、「食品の安全性に関する情報は」という段落の中で、事実に基づいて、リスクだけでなく食品の効能を正しく伝える、ここでもまたコスト・アンド・ベネフィットの考え方が出てくるのでございますけれども、そういったことを消費者、読み手に伝えていくべきだとか、あるいは専門的知識をお持ち、あるいは理解できる能力をお持ちの片手間に食の安全性のことを扱うのではなくて、専門的なジャーナリストの方々を増やしていくことも必要ということが指摘されたことでございます。

次に「専門家」でございますが、専門家については、説明責任があるといったことが基本的には指摘されているところでございます。また、国際学会などを通じて国際協調に向けた貢献などもしていくべきだというようなこともございました。

それから、「関係分野との連携」ということで、1つは「教育」ということが14ページの(2)の①に出てまいります。ここでは、いろいろな情報がある中で、メディアリテラシーという言葉、これはまだあまり定着した言葉ではないかと存じますが、あえて出したらどうだということで、ここにこの言葉が残っているわけでございます。いろいろな情報の中で本質を見抜くというか、批判的に、ここに書いてありますように、「虚偽の情報を見抜く」などと、これはちょっと言い過ぎかもしれませんが、見分ける能力と申しますか、そういったことが重要と指摘されております。また、食育が今いろいろ話題になってございますけれども、その中でも安全性の話もあるだろうということがありまして、教育関係者との連携が必要だということをやっています。

次に、あと議論になりましたところを取り上げますと、15ページでございますが、真ん中辺に「④ いわゆる『風評被害』防止対策」といったことがございます。第1パラグラフに書いてありますように、消費者が身を守るためにいろいろな行動をとるのは当然だけれども、情報が非常に不十分な中で、消費者あるいは小売業者など過剰に心配した結果、別に危くないものなのに流通出来なくなり、いろいろ社会的な損失が生じる場合があるといったことが挙げられています。

これは、「風評被害」と呼んでいるわけでございますが、この言葉そのものが第2パラグラフに書いてありますように、非常に実証も困難ですし、もともとがうわさでございますので、どこまでうわさに基づくかが非常にあいまいだということで、言葉は非常に慎重に使うべきだという御意見も非常に強かったわけでございますが、とにかくコミュニケーションがうまく行っていれば、少しはこういうことも防げるのではないかという考えから、今後の課題として掲げられてございます。

なお、ここで取り扱った風評被害というのは、「いわゆる」の上にカギカッコを付けていわゆる「風評被害」というふうに記述をしたわけでございますが、取り上げること自体につきましても、非常に慎重、あるいは反対という意見が調査会の中にもあったことは付言させていただきたいと思っております。

次、2番でございますが、リスクコミュニケーションの実際面について、これは基本的にまだ初歩的な段階でございますけれども、「(3) 専門家の養成と技術の向上」ということが必要ということと、コミュニケーションの技術の専門家というのはなかなか少ないので、必要な技術を身につけた専門家を養成しなさいということでございます。



(4)の調査研究も必要でしょう、というようなことが挙がっております。

(5)に「国際的なリスクコミュニケーション」というのがございますが、いろいろ食の問題も国際化してございますし、外からいろいろな問題が入ってくるといったときに、入ってきてから急にばたばたするようではやはりいけないので、被害の状況と申しますか、諸外国での状況といったことに、いつもいつも関係者が情報を共有できるようにすることだとか、あるいはそれを積極的に周知する説明会、意見交換会みたいなのが必要なのではないかというふうな意見でございました。

最後に17ページ、「今後の取組みと活動の方向」でございますが、ここに1番から7番までいろいろ書いてございます。

食品安全委員会、関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの助言。

種々の意見交換会等への調査会メンバー、調査会メンバーだけということではないかもしれませんが、それを自分たちもやっていきますよというようなことが書いてございます。

それから、いろいろな方の意見交換会を実施する。

関係者間の意見の違いが大きいようなテーマについては、意見交換をしましょうとか、あるいは今度は方法として、要するに、出遅れないようなリスクコミュニケーションを行うためのシステムといったことを考えていかなければいけないのではないかと。

それから、先ほど出ました「風評被害」の問題についての防止の方法と開発とか原因究明を含めまして対応する。

それから最後に、国際的なリスクコミュニケーションは推進していかなければならない、というふうなことで一応とまとまりを見せたところでございます。

御説明以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして何か御質問、あるいは御意見。これは予定といたしまして非常に大事な問題ですので、パブリックヒアリングに出しますけれども、その前に、ここでやはり意見を皆さんに言っていただいて、出した後でも勿論、意見を事務局の方に言って、いい形に持っていくということにしたいと思います。何か御意見ございますか。

私の方から、一番最後18ページのところに「附属資料」というのがございますね。これと参考資料とどう違うんですか。

西郷リスクコミュニケーション官 大変失礼いたしました。この附属資料と申しますのは、今日の資料で申しますと、資料3-3に付いているものでございます。この資料3-3の実は、附属資料4の用語集につきましては、3月18日の委員会に出したものですから、目次しか付けていないんですけれども、これがその附属資料でございます。

それから、参考と申しますのは、この本文のあちこちに参考1とか2とか、括弧で出てくるものでございまして、これが資料3 - 2にまとめて付けてあるものでございます。

寺田委員長 逆に、資料の3 - 2に関しては、この専門調査会で議論された資料という意味ですか。

西郷リスクコミュニケーション官 はい。これはいろいろ性格がございませうけれども、もともと本文に入っていたのを参考資料にまとめ直したとか、あるいは説明するのに必要なのでこういう資料をつくりなさいとかといった指摘がございまして、つくっていったものでございます。

寺田委員長 ずっとこれを見ていますと、参考の3というのはどこの文章にあるのかわからないんです。

西郷リスクコミュニケーション官 参考の3は8ページのリスクコミュニケーションの現状の1.の第2パラグラフでございます。

寺田委員長 ありました。これは順番で書いてあるんですね。

西郷リスクコミュニケーション官 はい。登場する順番で。再掲のものは前に出た番号という事もございます。

寺田委員長 資料の5が後ろの方に突然出ている。これはどこか順番になっているんでしょうね。

西郷リスクコミュニケーション官 資料の5が最初に登場いたしますのは9ページでございます。9ページの2の(1)の①の最初のパラグラフです。

寺田委員長 細かいことなんですけれども、それともう一つちょっと気になるのは、この文章、リスクコミュニケーションをやるときには、義務教育を出た人が理解でききるような言葉を使いなさいと書いておきながら、これは報告書で英語が出てきたり、何とかリテラシーとか、非常にわかりにくいところがあるんです。これはどういうふうに調査会では考えておられたんでしょうか。

西郷リスクコミュニケーション官 御指摘のように、専門調査会ではだれでもわかるように書きましようということで進めてきたところでございます。その中には、片仮名の言葉をなるべく減らすということもございます。今御指摘のメディアリテラシーにつきましては、まだそんなに定着した言葉でもないし、ということもあって、記述するのはいかがというご意見もあったんでございますけれども、一部委員から、確かにそうだけれども、やはりリスクコミュニケーションをうまく進めていくためには、情報の受け手が情報を見極める能力と申しますが、そういうのをメディアリテラシーというわけでございますけれども、それが必要なんでということで、長々と説明するよりはちょっとわからなくても書

いた方がいいのではないかということで、今残っているという、あえて残しているということでございます。

寺田委員長 パブリックヒアリングがありますので、その後、もう一回ちょっとやった方がいいかもしれません。それから、英語で‘from farm to table’とかよく使う言葉だけれども、何も英語を使うことは別段ないような気がして、ここだけ、6ページの。そんな感じがします。細かいことですが。最終的にはもうちょっと言葉として統一するんだらうと思いますけれども。

それから、番号の付け方が随分よくなったと思うんですが、7ページの2.があって、ア、イ、ウ、エ、オとなっているんです。普通は2.の後には、(1)、(2)なんです。それから、①、②になっている。ここだけ特別な理由はあるわけですか。

西郷リスクコミュニケーション官 いえ、ございません。項目の平仄については、随分直しているつもりなんですが……。

寺田委員長 細かいことで申し訳ない。何かそういうことも含めまして、もうちょっと大きなところの全体のところでは抜けているとか、そういうことがありましたら。

本間委員 場所からいきますと、9ページと13ページにまたがる、具体的に言えば、メディアと消費者の間に位置する気がするものが、表示なんです。例えば、この当委員会で食品の特保の審査等があったときに、よく出る議論は過剰摂取が1つの懸念として出るんです。この委員会では、確かに管轄外であるという意見で勿論通ることなんですが、やはりそういう懸念が表示されて伝わって初めて安全ということが確保されることですね。

そういうわけで、何というか、表示はメディアとはちがう情報伝達という見地は必要なのではないか。あるいは、アレルギーを例にしても、これは食衛法の範疇ではあるんですが、アレルギー表示による伝え方といいたし、あるいはアレルギーの原因になる食品の成分が他の原材料に付着して入ってくるという、キャリアオーバーみたいな嗜好で入ってくることも表示するようになってはいるんです。あるいは食品の品質表示の中に分類されるんですが、例えば、保存条件という非常に地味な表示事項なんですけれども、これは実際には、開封前の保存条件で消費者が入手して開封してから、どうやって管理するのがいいかということまでは伝えられないんですね。それは確かに自己責任の範囲であるけれども、何かせつかく審査した、あるいはつくり上げた仕組みを消費者にどうやって伝えていくかという、そういう表示制度というもの、これはいろいろなものにまたがると思いますけれども、いかがなものかということを私は申し上げたいと思っております。

これは法律で定められた言わば義務に類する表示部分と、もう一つは任意の表示部分があります。これはまさに商品の価値そのものになるんだけれども、任意で行う表示にもかなり危い表現があるということにおいて、表示が情報の1つのパスだということで、もしや御一考いただけるかなと思います。以上です。

寺田委員長 どうもありがとうございました。もしかそれはリスクコミュニケーションという範疇内で、広義では入ると思います。それはどのように考えるか全体の、もしか情報という意味で、確かにリスクコミュニケーションそのものですから、例えば、11ページのところに2行か3行ぐらい、課題のところでも、重要性を強調するというのも1つの手だというふうに思ったんですけども、確かに、非常に大事な面です。リスクコミュニケーションという範囲内での重要性ということで、どこかに入れればいいのではないかと思います。

ほかに何か言っておいた方がいい方おられますか。

坂本委員 大変小さいことかもしれませんが、「リスクコミュニケーションの課題と方法」の中の1番の課題の④の「消費者」というところ、ここは恐らくそれぞれの関係団体に対して役割とその取組みについて明示されている文章だと思いますけれども、13ページの「消費者」、恐らくこれは消費者への意識を促す意味で書かれているんだと思いますが、④の項目の4行目から、「一人一人の消費者が、ある出来事の由来について科学的に考えられるようになるためには、地域の団体や大学などの専門家の方たちと積極的に情報や意見の交換をしていくことも必要でしょう」。

確かにこれは必要なんですが、一人一人がどうやってこれができるかということを考えてあげなければいけないのではないかなと思うんですね。

したがって、そのためには、どうするかということを示してやらないと、意識を促しても具現できないのではないかなと思いますので、例えば、地方公共団体だとか国はそれができるような機会をつくってあげなければ、一人一人の消費者の場合にはできないのではないかなと思うんです。

それと、一番下から2行目に、「毎日の買う物において、なぜ、その食品を選ぶのかを意識して、消費活動を通じて自らの選択を示していくことが重要です」と書いてあるんですが、消費活動という言葉は恐らく消費者団体の方が消費者のためにいろいろな活動をなさるといふのを消費者活動だとおっしゃるんだらうと思いますが、言葉の使い方です。個人がもし買物で何を選ぶかというのだったらこれは消費行動だと思うんですね。したがって、消費行動を通じて、自分が何を選択をしたかということを考えること重要であって、示していくのはだれに示していくのでしょうか、と思います。

ですから、大変おっしゃっていることはいいんですけれども、消費者意識を促すときに、だれがだれに対して言っておられるかという文章の構成がちょっとわかりにくいところがあるように思いました。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

西郷リスクコミュニケーション官 この消費者の項につきましては、ほかのところと若干違ってありまして、いろいろ議論のあったところがございますけれども、委員の間からは、消費者が自ら取組むような形で書きたいというふうな御意見が強く、実は、消費者のためにはこういうことをすべきであるとか。何とかという表現では、場が与えられたような印象があるので、消費者自らが取組んでいくんだという形の書き方にしたいという御意見がございました。そういう形になっているところがございます。そういう点では、今御指摘にありましたようなところが出ているのかもしれませんが。

最後のパラグラフのところがございますけれども、そういう点で、この消費活動と書いてあるところは、今、先生のおっしゃったところからすると消費行動なのかもしれませんがけれども、毎日、自分がこうやることによって、他の関係者に消費者が求めているようなこうだというのを示していくべきだと、こういうふうな形での御意見だったと承知しております。

寺田委員長 いろいろと御意見ございますでしょうから、それを、これもパブリックヒアリングに出していただいて、その間、この委員の先生方の気がつかれたところを書いて、事務局、西郷さんのところへ出してもらって、全体をまとめて余り大きな違いがなかったらこの委員会でやりますし、大きなところを変えるのであれば専門委員会の座長の先生、最終的には座長と事務局でまとめるという形になったんですね。だから、そこの段階まで戻すということにします。

一応、専門調査会で、全体としては大変、本当に初めどうなるかなと思ったのですが、事務局も座長さんもいろいろ苦労なさったので、よくここまでまとめてくださったと思います。いい形でするためにもう一度全部専門調査会を開くということはまず必要ないと思いますが、いかがでございますか。よろしいですか。

見上委員 費用対効果という発想は、何かアレルギー的に消費者の方々がとらえられている感じを受ける、その理由は何がよくわからないんですね。安全のためには、もう全然コストのことを考える必要ないという発想なのか、その辺がちょっと、その場の雰囲気なりを教えていただければ。

西郷リスクコミュニケーション官 何も安全のためには何でもということではなくて、当然、何でも限界があることは事実なんだけれども、最初から、限界があるんだからこれ

だけというのはちょっと待って下さいという御意見でした。最初から何でもコスト面で無理があるんですよといったところから、最初からキャップをかけるような議論はすべきではないのではないかと感じると思います。消費者の委員の方も、その他の委員の方も、何が何でも、安全性を追求するためにはコストを幾らかけてもいいというふうなことをお考えになっているわけではないということは確かだと思います。

寺田委員長 よろしいですか。

西郷さん、事務局はどうも御苦勞様でした。まだ済んでいませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、「食の安全ダイヤル」につきましてお願いいたします。

藤本勸告広報課長 それでは、資料の4をごらんいただきたいと思います。4月中につきましては43件ほど問い合わせ等ございました。委員会関係でございますけれども、これらのうち、例えば、委員会等の開催についてとか、あるいは用語集についてなどの問い合わせが幾つかありましたのと、あと特定保健用食品の審査と委員会との関係についての問い合わせといったものなど、既にQ & Aとかなどで用意してございますようなものが結構ございました。

それとまた、個別のリスク評価関係の調査会での審議の進捗状況といったような問い合わせが多かったということでございます。そういうことで、(3)のところでは問い合わせの多い質問としては、今月は2つほど用意してございます。

1つは、再生PETの関係の御指摘がありましたので、1枚目のところでございますように、安全性の評価を行ったことにつきましてわかりやすく教えてくださいという問いを1つ用意してございます。

アンサーの方でございますけれども、今回、影響評価を行ったものについては、リサイクルのための分別回収された使用済みPET等を化学的に分解し、原料であるテレフタル酸に戻した上で、再度、合成を行いPET樹脂としたもので製造される容器包装のことであるということ。そして、この安全性については、米国やドイツのプラスチックに関するガイドライン等を参考に評価を行ったということ。

「その結果、回収PETの品質、リサイクル工程、再生PETの品質等で安全性が懸念される結果は認められなかったことから、現在のPETと同じ用途内において、食品に直接接触する容器包装として使用することは可能であると結論づけた」ということで、評価の内容の詳細については、ホームページのアドレスを付記しているところでございます。

次に、2番目の方の質問でございますけれども、裏側の方に移りますけれども、食品安全委員会でのBSEの関係での検討状況についての問い合わせが幾つかございました。その

関係で、最近の状況を整理してございます。

「米国における B S E の発生に対して、正確な事実関係の把握が重要と考え、発生直後から情報の収集及び分析に努めるとともに、2月初め以降、数回にわたるプリオン専門調査会において、収集された情報に基づき議論を深めてまいりました。さらに、議論するにあたって必要となる情報・データ等を米国政府に求め、提供された情報等の整理・分析を進めているところです。」

一方、日米 B S E 協議によって設置されることになったワーキンググループで、技術的・専門的事項についての協議を行うことになったということで、中立公正な立場にある食品安全委員会は、オブザーバーとして参加することとなりますが、協議の内容を注視し、情報の収集に努めます。

いずれにしましても、引き続き、幅広い情報収集を行うとともに、B S E 全般について、科学的、客観的に議論してまいります、という整理を行ってございます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、何か質問とか、こういうのも置いたらいいんだらうということがございますか。よろしいですか。

それでは、次は、事務局ほかにはありましたか。

杉浦情報・緊急時対応課長 先週のこの会合におきまして、4月24日に開催されました第3回日米 B S E 協議、局長級の結果について事務局の方から御説明させていただいたわけですが、その協議で、決定されましたワーキンググループのメンバーと、それから、第1回会合の日程が決まりましたので、ここで御報告させていただきます。

追加資料といたしまして、「『日米 B S E 協議に係る第1回専門家及び実務担当者会合(WG)』の開催について」という資料を配布させていただいております。

まず、日程でございますけれども、来週18日、19日に東京の三田共用会議所において開催されます。

このワーキンググループは、先ほど申し上げましたとおり、第3回日米 B S E 協議において設置が決まったものでございます。

それから、この会議における協議ですが、米国産の牛肉、それから日本産の牛肉輸出入につきまして、技術的・専門的観点から議論を行うということで、2日ありますけれども、18日には群馬県下の食肉処理場・検査施設の見学を行うこととしております。

それから、メンバーでございます。日本側は、専門家ということで、

小野寺 東京大学大学院農学生命科学研究科教授。

北本 東北大学大学院医学研究科病態神経学教授。

品川 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所プリオン病研究センター長。

山内 財団法人日本生物化学研究所主任研究員。

それから、実務担当者ということで、

三輪 外務省経済局審議官。

南 厚生労働省食品安全部監視安全課長。

釘田 農林水産省消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室長。

それから、当委員会から、私、情報・緊急時対応課長がオブザーバーとして参加することとしております。

この日本側の専門家4名でございますけれども、当委員会のプリオン専門調査会のメンバーでもございますけれども、このワーキンググループには、あくまでも農水省、厚労省の審議会等のメンバーといたしまして出席することとなっております。

それから、米側のメンバーでございます。

フェルナンデス 農務省動植物検疫局次長。

グレイ ハーバード大学リスク分析センター所長代行。

ジェームス 農務省食品安全検査局局長補代理。

マッチェスニー 食品医薬品庁動物医薬品センター監視・遵守課長。

スミス コロラド州立大学畜産学部名誉教授となっております。

オブザーバーといたしまして、このワーキンググループの協議を注視するとともに情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。どなたか、ただいまの報告につきまして、質問などございますか。よろしいですか。

それでは、杉浦さんは、オブザーバーとしてここから参加していただくわけですがけれども、よろしく願いいたします。

まだほかにございますか。

それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。委員の皆さんから、特に忘れたこととかございますか、ありませんか。

それでは、以上をもちまして、食品安全委員会の第44回の会合を閉会いたします。

次回の会合につきましては、5月20日木曜日、14時から開催いたします。なお、明日金曜日、14日の15時から、プリオン専門調査会が公開で、5月19日水曜日14時から



は、農薬専門調査会が非公開で公開でなく、同じく 14 時から遺伝子組換え食品専門調査会が公開でそれぞれ開催する予定でございますので、お知らせいたします。

どうも今日は、ありがとうございました。